

序 章

1. 都市計画マスタープランの位置付け及び改定の考え方
2. 策定体制と策定経緯
 - 1) 策定体制
 - 2) 策定経緯

序 章

1. 都市計画マスタープランの位置付け及び改定の考え方

本市の都市計画マスタープランは、平成4年6月の都市計画法の改正にともない創設された都市計画法第18条の2に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。

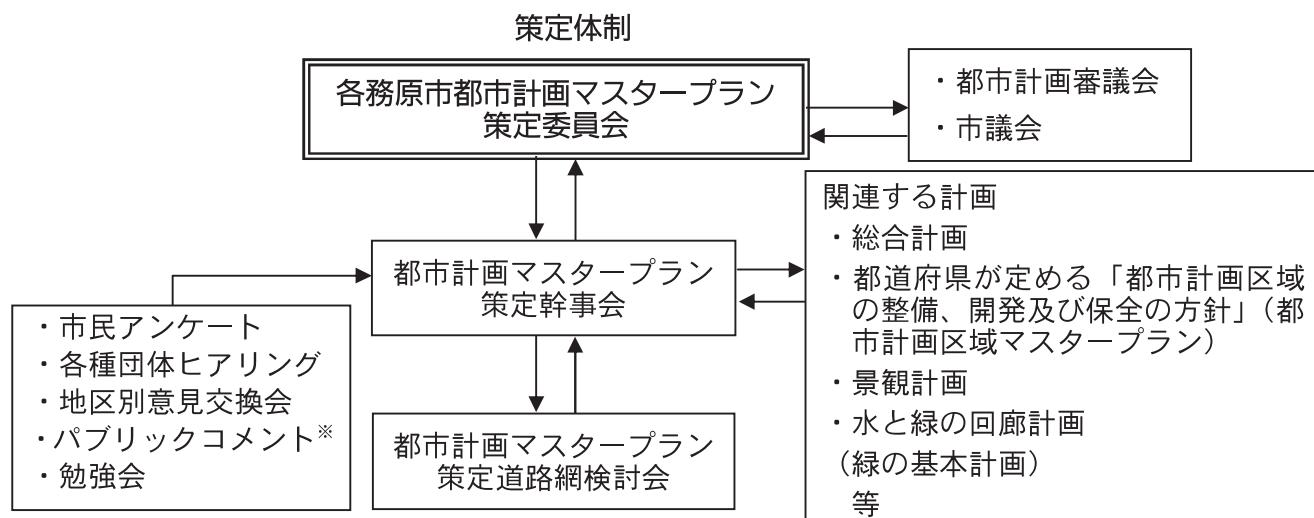
本市は、平成16年11月1日に旧川島町と合併したが、旧各務原市では各務原都市計画区域※、旧川島町では広域都市計画区域である(岐阜市、瑞穂市、本巣市、(旧川島町)、岐南町、笠松町、北方町)岐阜都市計画区域の一部となっており、市として、2つの都市計画区域に存している状況であった。そこで平成21年1月30日に都市計画区域の再編により、各務原都市計画区域として1つの都市計画区域に変更した。

こうした状況を踏まえつつ、前回の都市計画マスタープラン2006は、平成22年を目標とした計画となっていることや市の総合計画の改定が行われたこと、社会経済情勢の変化への対応が求められていることなどにより新たな計画づくりが必要になり、目標年次を平成32年とするなど都市計画マスタープランの改定を行った。

2. 策定体制と策定経緯

1) 策定体制

本市の都市計画マスタープランは、各務原市都市計画マスタープラン策定委員会を設置し、委員会、幹事会、勉強会を通じて策定を行った。また、市民アンケート、各種団体ヒアリング、地区別意見交換会等を実施し、広く市民の意見を取り入れながら策定に反映するとともに広報、ホームページにより策定経過の報告を行った。



※都市計画区域: 都市計画を定める場であり、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

※パブリックコメント: 行政が実施する政策について、市民に意見を募り、それを政策の意思決定に反映させる制度のこと。

各務原市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

(順不同敬称略)

委員長	越澤 明	国土交通省 社会資本整備審議会委員 住宅宅地分科会長 都市計画・歴史的風土分科会長 北海道大学大学院工学研究科教授 各務原市都市政策アドバイザー
委員	上原 正裕	(社)兵庫県建築士事務所協会 事務局長
	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻助教
	磯村 銑一	市 民
	尾関 茂	市 民
	金武 幹男	市 民
	佐藤 寿晃	市 民
	津川 文江	市 民
	丹羽 信弘	市 民
	磯谷 均	各務原市都市戦略部長
	足立 全規	各務原市産業文化部長
	鈴木 昭二	各務原市都市建設部長



▲委員会風景 平成21年3月撮影



▲地区別意見交換会風景 平成21年2月撮影

各務原市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

各務原市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(平成 20 年 4 月 25 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針案（以下「基本方針案」という。）を策定するため、各務原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針案の策定に関すること。
- (2) 基本方針案の調整及び修正に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者
- (4) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会及び検討会)

第 8 条 委員会に基本方針案の策定に必要な資料の収集及び関係各部課との調整事務を処理するため、別表に掲げる幹事会及び検討会を設置する。

2 幹事会及び検討会に座長を置き、都市建設部都市計画課長をもって充てる。

3 座長は、幹事会及び検討会を代表するとともに、会務を総理する。

4 委員会は、別表に掲げる検討会のほか、必要に応じて検討会を設置することができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 25 日から施行する。

2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

名 称	職 名
都市計画マスタープラン策定 幹 事 会	都市戦略部企画財政総室都市戦略課長
	総務部総務課長
	環境部環境政策室長
	健康福祉部福祉総務課長
	産業文化部商工振興課長
	産業文化部農政課長
	都市建設部管理課長
	都市建設部都市計画課長
	都市建設部道路課長
	都市建設部水と緑推進課長
	都市建設部建築指導課長
	水道部下水道課長
	消防本部総務課長
	教育委員会事務局総務課長
都市計画マスタープラン策定 道 路 網 検 討 会	岐阜国道事務所調査課長
	岐阜土木事務所都市整備課長
	都市建設部管理課長
	都市建設部都市計画課長
	都市建設部道路課長

2) 策定経緯

<委員会>

回数	日付	主な内容
第1回	平成20年 8月25日	策定の進め方の確認、現況調査の報告、現行都市計画マスタープランの検証等
第2回	平成20年12月19日	市民アンケート調査結果・各種団体ヒアリング結果の報告、都市計画マスタープラン素案骨子についての討議等
第3回	平成21年 3月11日	地区別意見交換会の報告、都市計画マスタープランでの施策検討メニュー・都市計画マスタープラン素案についての討議等
第4回	平成21年10月29日	全体構想の確定、地域別構想の検討及び確定、地区別意見交換会の報告、パブリックコメントに対する対応と報告

<幹事会等>

回数	日付
第1回幹事会	平成20年12月10日
第2回幹事会	平成21年 1月20日
道路網検討会	平成21年 7月 2日
第3回幹事会	平成21年 8月11日

<勉強会>

回数	日付
第1回	平成20年 8月12日
第2回	平成20年12月12日
第3回	平成21年 3月 4日
第4回	平成21年10月21日

<都市計画審議会等>

審議会等	日付
市議会建設水道常任委員協議会(報告)	平成21年 9月16日
都市計画審議会(報告)	平成21年 9月28日
都市計画審議会(諮問)	平成21年11月25日
市議会建設水道常任委員協議会(報告)	平成21年12月15日

<意見交換会等>

意見交換会等	日付
市民アンケート調査	平成20年 9月19日 ～10月 3日
商工会議所・観光協会 ヒアリング	平成20年10月27日
シニアクラブ連合会 ヒアリング	平成20年10月29日
JAヒアリング	平成20年10月31日
障がい者団体連合会 ヒアリング	平成20年11月19日
蘇原地区意見交換会	平成21年 2月23日
稲羽地区意見交換会	平成21年 2月24日

意見交換会等	日付
川島地区意見交換会	平成21年 2月25日
鵜沼地区意見交換会	平成21年 2月26日
那加地区意見交換会	平成21年 2月27日
まちづくりシンポジウム	平成21年 6月 6日
パブリックコメント	平成21年 9月15日 ～10月14日
川島地区意見交換会	平成21年 9月24日
蘇原地区意見交換会	平成21年 9月25日
稲羽地区意見交換会	平成21年 9月29日
那加地区意見交換会	平成21年 9月30日
鵜沼地区意見交換会	平成21年10月 1日

市政・施策

HOME>市政・施策>まちづくり施策>都市計画マスタープラン>都市計画マスタープラン 2010

本市の都市づくりはこれまで、地域特有の地勢を活かし、市内の水と緑を回廊として結び、生活の場・仕事の場である都市に人生を潤す憩いの場や癒しの空間を創出し、地球環境保全へ直結する都市と人と自然が共生する先駆的なモデルとなる日本初の美しい「公園都市（パークシティ）」をめざしてきました。

こうした取り組みは、平成 17 年公園都市日本一「緑の都市賞」内閣総理大臣賞受賞、平成 21 年住みよい都市国際コンクール銀賞「世界第 3 位」受賞など国内外から高い評価を受けております。

この度、本市は、地方主権時代における「知恵あるたくましい」独立都市自治体として市民と共に歩む都市のグランドデザインとそこへ向かう行動計画である第 2 次新総合計画「夢ある都市—未来への創造—」を策定し、それに併せて、社会経済情勢の変化による新たな課題に対し、都市政策の進むべき道筋を明らかにした新しい都市計画マスタープランを策定しました。

これまでの計画を継承しつつ、このマスタープランに沿った取り組みを市民の皆様との協働により一層推進するとともに、更なる公園都市としての魅力づくりと地域活力の持続に向けて取り組んでいきます。

各種原市長 森真

▲ホームページ掲載



▲広報紙発表(平成22年2月15日)



▲整備実績パネル展(平成22年2月15日～2月26日) 市役所1階ロビー

各務原市まちづくりリシンポジウム

各務原市都市計画マスタープランの改定にあたり、公園都市を目指す本市のまちづくりが、「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的に整備されていることを市民の皆様へ啓発するため、「各務原市まちづくりリシンポジウム」を開催した。



各務原市まちづくりリシンポジウム

各務原市の将来のまちづくりを考えるシンポジウムが6日、同市加加門前町の市立中央図書館であった。市民ら200人が集まり、パネリストの話し言葉を聞いた。

10年後の都市づくりに向けた具体像を描く「都市計画マスタープラン」を市が10年度から改定することを受け、初めて開催。北海道大学院工学研究科教授、同市都市政策アドバイザーの横沢明氏を司会役に、4人のパネリストが「各務原市のまちづくり」をテーマに議論した。

パネリストは、同市が再生を遂げる「中山道（旧道）」の整備方法について討論。「道の駅を整備し、歴史施設を面するお宝にすべきだ」（横沢明）の論陣の覆元が

鵜沼宿の整備討論

各務原まちづくりリシンポ

(平成21年6月7日付 毎日新聞)

進んでいるが、本陣の覆元も実現し、市民に公開できるようにしたい」などの意見が上がった。

同市は、まちづくりについて市民の意見を聞く集会や公開講座を定期的に開催方針。

【三上剛典】